

クリエイイト通信

2010年
6月号

大阪市西区西本町 1-13-38
西本町新興産ビル 7F
クリエイイトオフィス 深田
社会保険労務士 深田 美代子
TEL06-4390-7500 FAX06-4390-7505
<http://www.create-f.jp/>

【慶弔見舞金の相場】

社員に慶弔があった場合、会社から福利厚生の一環として社員に金一封を渡すことがあります。それが社員数が少ないうちはよいのですが、増えてくると「あのときはいくら渡したかな？」と記憶をたどるために時間を費やしたり、不公平があったという事が起こりうるかもしれません。そのため、事柄に応じて基準を定める慶弔見舞金規程を作成することをお勧めします。

さてその支給基準についてですが、一般的な相場はどのくらいか気になると思います。以下は私の社労士仲間が月に一度開いている勉強会で統計をとったものです。土地柄や風習によっては多少違いがあることを考慮のうえ参考にして下さい。

★主な慶弔見舞金の内容

種類	平均的な額	条件など
結婚祝金	30,000 円	・勤続年数により増減させる ・初婚限定や制限なしなどさまざま
出産祝金	10,000 円	・一児ごとや一出産ごとなど基準はさまざま
傷病見舞金	20,000 円	・一回支給タイプや一日につきいくら支給と決める場合もある ・1週間以上休業した場合に適用など制限を付ける ・業務上と私傷病により金額を変える
弔慰金	業務上 300,000 円 私傷病 100,000 円	・供花や弔電を送る場合の条件も決める ・会社に貢献した者には増額支給あり ・家族弔慰金もあり

その他に社員の子供が進学した事を祝う「入学祝金」や、社員の家屋が損害を受けたときに支給する「災害見舞金」などもあります。

作成のポイントとしては、

- ①対象者: 正社員のみにするのか、パート・アルバイトなども含むのか
- ②勤続年数: 1年以上勤務者に支給など一定条件を付けるのか
- ③金額: 勤続年数により増減幅を設けるのか
- ④その他: 例えば葬儀に参列する場合、弔慰金をお香典として渡すのか、お香典とは別に支給するものにするのか

など、自社の社風に応じて決めることがたくさんあります。いちど自社の規程を確認して下さい。

